

總論

第1章 計画策定の主旨等

第1節 計画策定の主旨

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、高齢化が急速に進行する中、高齢者を取り巻く様々な課題に的確に対応し、高齢者が安全・安心で、いきいきと暮らせる社会を実現するため、区が目指すべき基本的な目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにすることを目的として策定しています。

第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（計画期間：平成18～20年度）では、団塊の世代がすべて65歳以上となる平成27年（2015年）の練馬区において目指すべき高齢社会を念頭に長期的な視野に立ち、最初の3年間に取り組むべき施策を示しました。

第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、第3期計画の基本理念等を継承しつつ、これまでの施策の実施状況や新たな課題などを踏まえ、平成27年に至る中間の3年間（平成21～23年度）に取り組むべき施策を明らかにしています。

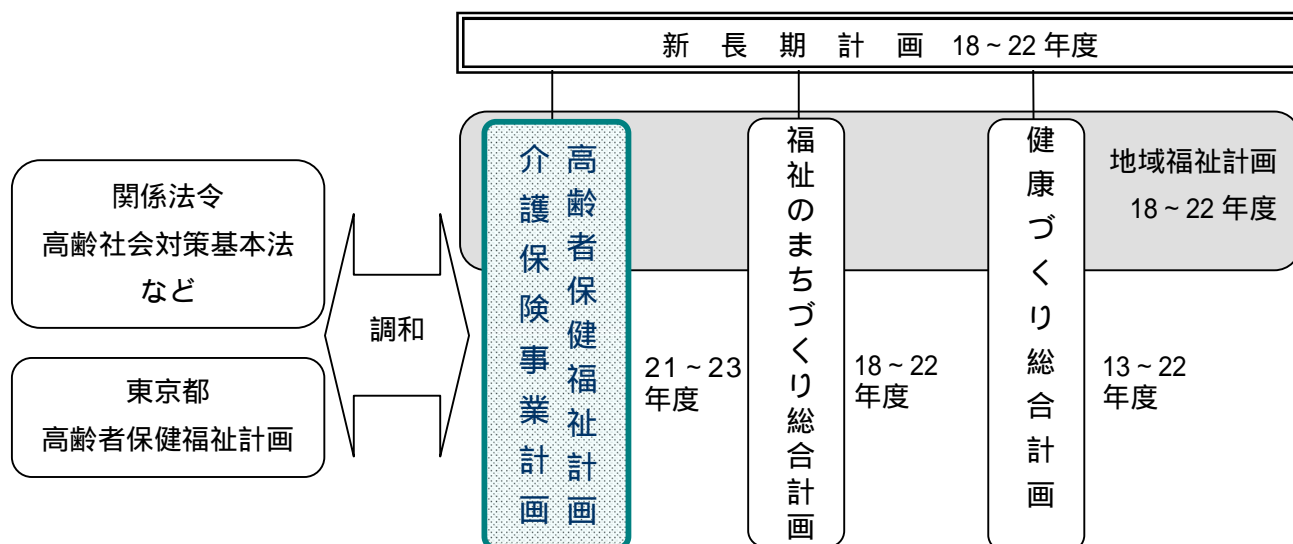
第2節 計画の位置付け

（1）法的位置付け

高齢者保健福祉計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定する計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条の規定に基づき策定する計画です。区では、高齢者の保健福祉施策の総合的な推進を図るため、両計画を一体的な計画として策定しました。

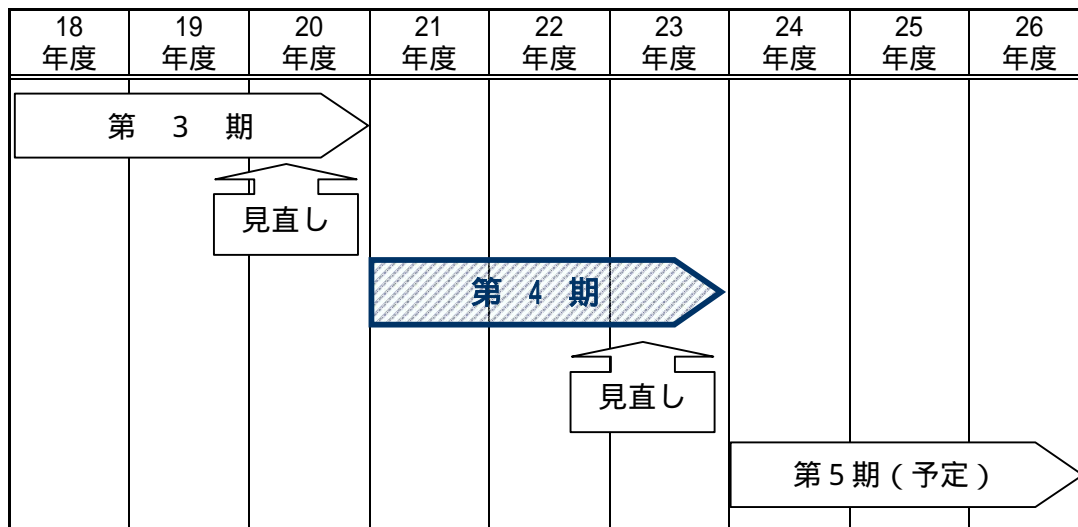
（2）他の計画等との関係

本計画は、区の長期的・総合的な計画である新長期計画（計画期間：平成18～22年度）の高齢者保健福祉に関する部門別計画として位置付けられるとともに、つぎの関連計画との整合性を保っています。また、高齢社会対策基本法等の関係法令の趣旨や、東京都高齢者保健福祉計画と調和を図りながら策定しています。



第3節 計画期間

計画期間は、平成21年度から23年度までの3か年です。計画の最終年度の平成23年度に見直しを行い、平成24年度を計画の始期とする第5期計画を策定する予定です。



第4節 計画策定までの経過

(1) 区民等の意見反映

区民や学識経験者等から構成される高齢者保健福祉懇談会および介護保険運営協議会における検討結果を踏まえ、計画を策定しています。また、区民意見反映（パブリックコメント）制度に基づき、計画素案の段階で区民から意見を募集し、計画への反映に努めました。

(2) 区庁内組織による検討

区職員から構成される第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会を設置し、計画を策定しました。

計画策定の経過については、資料(153～164ページ参照)もあわせてご覧ください。

第5節 計画の推進・点検

(1) 計画の推進

本計画の着実な推進を図るためには、区民・関係機関・行政がそれぞれの役割を認識し、相互に連携するとともに、目標を共有しながら協働で進めていくことが必要です。そのため、本計画について、区民をはじめとして、関係機関に広く周知し、施策の円滑な実施に向け、理解と協力が得られるよう努めます。

また、保健・福祉・医療の連携はもとより、文化、スポーツ、まちづくりなど様々な分野との連携も強化し、総合的な取組を推進していきます。

さらに、施策の効果的な展開を図るために必要な制度改正や財源確保については、他の自治体とも連携を図りながら、国や都に要望してまいります。

(2) 計画の点検

各論に掲載している個別事業の達成度については、毎年度、区が実施している「行政評価制度」を活用することにより、その把握につとめ、次年度以降の見直し等につなげていきます。

また、個別事業のうち介護保険に係るものについては、「介護保険運営協議会」等においても、進捗状況の点検、評価を行ってまいります。

第6節 日常生活圏域

第3期計画から新たに、高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるよう、練馬区を4地域に区分した「日常生活圏域」を設定しています。

この日常生活圏域は練馬区における地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件を総合的に勘案したもので、介護サービスを提供するための施設の整備計画等は、この圏域ごとに定めています。

練馬区では従来から、福祉施策を効果的に推進するため、区内に4か所の福祉事務所を設置し、総合福祉事務所体制をとっていることを踏まえ、総合福祉事務所の管轄区域と、日常生活圏域を同一としています。

そこで、第4期計画においても、現行の日常生活圏域の設定を継続し、地域包括支援センターの設置、地域密着型サービス拠点の整備を進めていきます。

日常生活圏域の区分図

